

○入札条件（電子入札 通常型指名競争入札方式）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の規定により、ちば電子調達システムによる通常型指名競争入札方式を利用した入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）を行う場合において、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

1 入札等の参加者は、入札又は見積り説明書（以下「入札等説明書」という。）、設計図書、仕様書、契約書案等を熟覧のうえ、入札等しなければならない。

2 システムの稼働時間

電子入札システム（ちば電子調達システムで運用するもの。以下同じ。）の稼働時間は、午前8時から午前0時までとする。ただし、システムメンテナンスなどにより、システムを停止することがある。この場合、ちば電子調達システムホームページのメンテナンス情報に掲載するものとする。

3 入札書又は見積り書（以下、「入札書等」という。）の提出

(1) 入札等の参加者は、締切日時までに入札書等の提出を行うものとする。

(2) 入札書等が締切日時までに提出されない場合は、いかなる理由であっても入札書等は一切受付ない。

(3) 入札書等の提出は、電子調達システムにより行うものとする。ただし、指名業者で紙での入札等を希望する業者（以下「紙参加業者」という。）にあつては、指名競争紙入札書兼見積り書（別紙様式1）を使用し、契約課へ持参するものとする。なお、郵送等での提出は、これを一切受付ない。

(4) 指名競争紙入札書兼見積り書（別紙様式1）には、3桁の電子くじ番号を記載しなければならない。この電子くじ番号を記載しない又は不明瞭である場合は、電子くじ番号は「000」と記載されているものとみなす。

(5) 入札等説明書とともに配布する暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ入札しなければならない。

4 辞退

(1) 入札等の辞退は、入札書等の受付締切日時までに行うことができる。

(2) 辞退届の提出は、電子調達システムにより行うものとする。ただし、紙参加業者及び既に入札書等を提出した業者にあつては、書面により辞退届を契約課へ提出するものとする。

(3) 入札等を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

5 無効となる入札等

柏市財務規則第131条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する入札等は、無効とする。

(1) 全般事項

- ア 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして参加した場合
- イ ICカードの名義が本市に登録する入札権限を有する者の名義又は代表者と異なったカードを使用した場合
- ウ 最低制限価格または低入札価格調査失格基準額を設けている場合において、最低制限価格または低入札価格調査失格基準額を下回る金額で入札等をしたとき
- エ 入札又は見積金額に対する内訳書の提出が必要な場合において、内訳書の提出がないとき、内訳書の計算に誤りがあるとき、又は内訳書と入札又は見積額が異なるとき
- オ 再度入札又は再度見積（以下「再度入札等」という。）の場合において、前回の最低価格より高い金額又は同額の入札等
- カ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札等（免除の場合を除く。）
- キ 明らかに連合であると認められる入札等
- ク 紙での入札による場合、記名又は押印を欠く入札等
- ケ 紙での入札による場合、金額を訂正した入札等
- コ 紙での入札等による場合、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札等

(2) 低入札価格調査

- ア 低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書等の資料の提出を拒否した場合
- イ 「入札時に提出した内訳書」と低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書に含まれる詳細な内訳書（以下「低入調査時の内訳書」という。）の各項目の金額が異なる場合
- ウ 「低入調査時の内訳書」の各項目について、次に該当する場合
 - (ア) 必要な経費が盛り込まれていない場合
 - (イ) 下請業者や資材等の納品業者からの見積書の金額と整合性がない場合
 - (ウ) 社内留保金等から充当することを前提として、必要となる経費を計上していない又は過少に計上しており、低入札価格調査の対象となっている案件のみで検証すると、赤字の受注と判断される場合
 - (エ) 予定価格の内訳に対し、直接工事費75%・共通仮設費70%・現場管理費70%・一般管理費30%（諸経費として一括して計上する場合にあっては、45%）のいずれかを下回る者で、その合理的な理由が説明できない場合

(3) その他、市長が定める入札条件に違反した場合

6 設計図書等の配付

入札等に必要となる設計図書等は、案件ごとに入札情報サービスからインターネットを利用したダウンロード方式にて配付する。

7 入札等の立会い

(1) 入札書等を提出した者は、入札等の執行に立会いをすることができる。

8 入札等の執行

(1) 入札等は、入札又は見積通知書に記載の開札日時に行うものとする。

(2) 入札書等の提出を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札等した者を落札者又は決定者とする。

(3) 落札又は決定となるべき同価格の入札等をした者が2人以上あるときは、電子によるくじ引きを行い落札者又は決定者を決定するものとする。

(4) 入札等の最低価格が予定価格より著しく低い場合は、落札者又は決定者としがないことがある。

(5) 契約の方法が、複数の単価である場合、予定価格は、それぞれの単価ごとに設定しているため、単価の見積額に予定数量を乗じた総額について最低の金額を提示した者であっても、いずれかの単価の見積額が予定価格を上回る場合、決定者とはならない。

(6) 契約の方法が、総価と単価の複合である場合、予定価格は、総価とそれぞれの単価ごとに設定しているため、総価の見積額と単価の見積額に予定数量を乗じた額を合算した総額について最低の金額を提示した者であっても、総価又はいずれかの単価の見積額が予定価格を上回る場合、決定者とはならない。

(7) 低入札価格調査制度の対象である場合、調査基準価格を下回った入札者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

9 再度入札等

(1) 開札した結果、予定価格に達した価格の入札等がないときは、再度入札等を行う。

(2) 再度入札等は、原則として翌開庁日に行うものとする。

(3) 再度入札等は、原則として1回までとする。

(4) 再度入札等に参加できる者は、1回目の入札に参加した者とする。

(5) 入札等が無効になった者は、再度入札等に参加できない。

10 公正な入札等の確保

(1) 入札等の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札等の参加者は、入札等に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と価格

- 又は意思についていかなる相談も行わず、独自に入札等の価格を定めなければならない。
- (3) 入札等の参加者は、他の参加者に対して入札等の価格を意図的に開示してはならない。

1 1 異議の申し立て等

- (1) 入札等をした者は、入札等の後、設計図書、仕様書及び説明等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札の執行は、本市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札日時を延期し、又は取りやめることがある。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。

1 2 その他

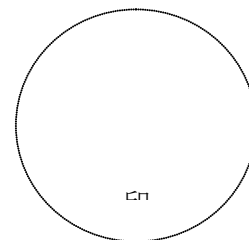
- (1) 落札者が決定した場合、入札等の結果の公表は市のホームページで行う。
- (2) 天災、広域的・地域的停電等又は電子入札システム等の不具合等の発注者側の障害によって競争参加資格確認申請書及び入札書の提出・受領等ができない場合には、提出締切日時及び開札日時の変更を行う場合がある。また、長期間復旧の見込みがない場合、入札等中止する場合もある。
- (3) 入札等の参加者が、入札書等又は辞退届の提出を行わなかった場合は、参加する意思が無いものとみなし、未入札として取り扱う。

附 則

この条件は、令和5年4月1日から施行する。

指名競争紙入札書兼見積書 (紙入札用)

柏市長 あて

所 在
商号 (名称)
代表者氏名

柏市財務規則その他関係法令の定めるところに従い、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額で請け負いたく、設計図書及び現場等熟知の上入札（見積り合わせにあつては見積り）します。

(消費税及び地方消費税の額抜き金額を記載)

金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付ける。

電子くじ番号

--	--	--

(任意の3桁の数字)

件名 _____

場所 _____

【再度入札又は再度見積の場合の連絡先】

執行日に繋がる電話連絡先を記入してください。なお、未記入な場合又は記載のある電話連絡先が繋がらない場合は、柏市入札参加資格登録に記載のある電話番号に連絡します。不在等で、執行日の午後5時15分までに電話が繋がらなかった場合において、そのことを理由に、その後の再度入札又は再度見積の執行に異議申し立てをすることはできません。

	電話番号	担当者ご氏名
連絡先1		
連絡先2		

【注意事項】

- ※1 記名又は押印を欠く場合、金額を訂正した場合、又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である場合は、**無効**となります。手書きの場合は、読みやすい文字を書くよう特にご注意ください。
- ※2 印は、登記所への登録印又は柏市入札参加資格登録において使用印鑑届兼委任状で届出した用印を押印すること。
- ※3 電子くじ番号が未記載の場合は、「000」と記載されたものとみなす。
- ※4 提出する際は、封入封かんし、封筒に案件名及び開札日時を記載すること。なお、入札等説明書において、内訳書の提出が必要である場合は内訳書も同封すること。